

行動計画の体系

○ 基本理念に基づき、具体的な施策を推進する。

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現のためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

基本目標	施策分類	主な事業例	※太字 重点候補
【基本理念①】 互いを認め合う相互理解の促進 (第3条第2項)	1 要配慮者への理解啓発 障がい者 外国人 高齢者・子ども (第8条第1項)	・ 条例の要点をまとめた啓発資料の作成・情報発信 ・ 子どもを対象とした福祉実践教室の充実 ・ 大規模イベント等への出展 (条例理解啓発) ・ 心のバリアフリーの推進 (出前講座、職員研修) ・ 障がい者理解啓発事業 (ガイドブック等) ・ 国際理解教育 (小・中・特支) ・ 国際理解教育セミナー (一般) ・ お元気ですかボランティア (傾聴ボランティア) ・ 認知症サポーター養成講座 ・ (仮) 学校教育における高齢者の理解促進	
	2 手話言語の理解促進 (第8条第2項)	・ (仮) 手話言語ふれあいサロン ・ 手話通訳者養成講座	
【基本理念②】 意思疎通の円滑化 (第3条第3項)	1 学ぶことができる機会の確保等 わかりやすい情報提供体制 意思疎通手段の工夫 学ぶ機会の確保・通訳者養成 (第9条第1項)	・ ユニバーサル市役所とよたガイドラインの運用・市民向けガイドラインの検討 ・ 「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」の策定 (多言語化ガイドラインの改定) ・ 状況に適合したやさしい日本語の積極的な活用 ・ ICTを活用した意思疎通の支援 (遠隔通訳サービス、電話リレーサービス、ヒアリンググループ等) ・ 災害時等における多様な意思疎通手段の利用促進 ・ コミュニケーション支援ボードの活用拡大 (例:コンビニ等) ・ 多言語での情報提供 (市HP、広報とよた、ごみ分別アプリ定期予防接種、各種行政通知書等) ・ 市長記者会見、議会、報道発表等での手話、字幕の活用 ・ 通訳職員の配置・派遣、翻訳事業 ・ 市民向け支援策の検討 ・ 緊急通報等における連絡手段 (Net119、FAX119等) ・ 市民向け体験講座 (手話、点字、やさしい日本語等) ・ 職員向け研修 (手話、点字、やさしい日本語等) ・ 音訳者養成講座、要約筆記、点訳等の通訳者養成講座 ・ 手話通訳者養成講座 (再掲) ・ 認知症サポーター養成講座 (再掲)	
	2 手話言語の獲得支援 (第9条第2項)	・ (仮) 手話言語ふれあいサロン (再掲)	
【市の責務】 意見を聴く機会の確保 (第4条第2項)	要配慮者及び通訳者等から意見を聴く (第4条第2項)	・ 障がい者計画推進懇話会、地球市民会議、民生委員児童委員協議会 ・ 高齢者クラブ、子ども会議、子ども会育成連絡協議会、PTAとの連携 ・ 障がい者、外国人等支援各団体との意見交換	